

役員報酬規程（期末手当）の変更について

【概要】

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の役員の期末手当は、法人職員の給与規程に準拠しています。

法人役員には勤勉手当がないため、その支給率は法人職員の「期末手当」と「勤勉手当」の支給率を合計したものと定められています。このため、法人職員の給与規程が変更される際は、役員報酬規程も連動して変更されます。

先般、令和 7 年人事院勧告を反映し、法人の給与規程が令和 7 年 12 月 1 日付で改正されたことに伴い、役員報酬規程も同日付で変更されました。（変更内容の詳細は、本資料 2、3 ページを御参照ください。）

この変更に伴い、法人から市長へ役員報酬規程の変更について届出があり、地方独立行政法人法の規定に基づき、市長から当評価委員会に対し、本件について意見を求める通知（資料 2）がありました。

つきましては、今回の役員報酬規程の変更について御意見を照会するものです。

なお、同法において、評価委員会が意見を述べる対象は「役員報酬の基準」に限られており、法人職員の給与規程は対象外となっていますので、役員報酬規程についてのみ、御意見をお伺いします。

変更前○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 給与規程

(期末手当)

第 21 条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、**100 分の 125** を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

$$100 \text{ 分の } 125 + 100 \text{ 分の } 105 = 100 \text{ 分の } 230$$

(勤勉手当)

第 24 条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、**100 分の 105** を乗じて得た額に、第 21 条第 2 項各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 役員報酬規程

(期末手当)

- 第 6 条 常勤の役員には、給与規程第 21 条の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、同条第 2 項中「**100 分の 125**」とあるのは「**100 分の 230**」とし、同条第 3 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬月額に当該基本報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

変更後○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 給与規程

(期末手当)

第 21 条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、**100 分の 127.5** を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

$$100 \text{ 分の } 127.5 + 100 \text{ 分の } 107.5 = 100 \text{ 分の } 235$$

第 24 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、**100 分の 107.5** を乗じて得た額に、第 21 条第 2 項各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 役員報酬規程

(期末手当)

第 6 条 常勤の役員には、給与規程第 21 条の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、同条第 2 項中「**100 分の 127.5**」とあるのは「**100 分の 235**」とし、同条第 3 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬月額に当該基本報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

【参考】令和 7 年度人事院勧告

カ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 7 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525 月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を 0.6875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分とすること。

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（役員報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給

与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員
の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中
期計画の第二十六条第二項第三号の person 費の見積りその他の事情
を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつ
たときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通
知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通
知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正
なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申
し出ることができる。